

# 2024年度「とおかまち市民活動助成金」公募要項

NPO 法人市民活動ネットワークひとサポ

## 1. 市民活動助成金の趣旨

新たな市民活動（営利を目的とせず、地域や社会の課題解決に向けて市民が自ら進んで行う公益的な活動）の取り組みを始めようとする団体やグループを支援し、より大きく育てることで、十日町市内の市民活動をより充実したものにし、このまちの活性化を図ることを目的としています。

## 2. 助成対象者

構成員の半数以上が十日町市民であり、十日町市内に活動拠点を置く団体・グループおよびそれらで構成される実行委員会等

（注）団体・グループの法人格は問いません。

## 3. 助成対象事業

次の①から⑥をすべて満たす、イベント・セミナー・その他の事業。

- ① その全部または主要な部分が十日町市内で実施されるもの
- ② 不特定多数の市民や来訪者等を対象としたもの（応募者又はその関係者を主な対象としたものは助成対象外）
- ③ 市内報道機関への周知が行われるもの
- ④ 既存イベント等との差別化や工夫が明確に判断できるもの（原則、既存イベント等の継続のみを目的としたものは助成対象外※既存イベントの一部を変更した企画なども対象外）
- ⑤ 政治活動や宗教活動を主たる目的としておらず、公序良俗に反していないもの
- ⑥ 助成金の交付決定日以降、2025年3月31日までに完了するもの

※過去に本助成金およびNPO法人にぎわいの「まちなか元気応援助成金」の交付を受けて実施した事業については対象外です。（別の事業であれば応募可能です。）

## 4. 助成対象経費

### 【対象経費】

事業に要する経費のうち、助成金交付の対象となる経費は次のとおりです。

事業の予算概要には、下表の項目に準じて記載してください。

| 区分    | 対象となる経費                                 | 対象とならない経費               |
|-------|---|-------------------------|
| ア) 謝金 | 外部の人に対する講師謝礼・出演料など                      | 団体の構成員が講師を務める場合の講師謝礼金等  |
| イ) 旅費 | 外部の人に対する交通費、宿泊費など<br>※原則、講師等に支払われるものに限る | 団体の構成員が移動するためのガソリン代、交通費 |

|                  |   |  |
|------------------|---|--|
| ウ)<br>消 耗 品<br>費 | 事業に必要な消耗品の購入費用<br>※助成対象事業に使用されるものに限る<br>・ 短期間の使用によって消費されるもの<br>例) 一文房具<br>－コピー用紙<br>－プリンターのインク<br>－消毒液<br>・ 単価 5,000 円未満 (目安) の物品<br>例) 一講座、イベントにおける実習等で必要となる材料 | イベント参加者への参加<br>賞などの景品代<br>飲食イベント等での、販売<br>用食材購入費 |
| エ)<br>印刷費        | 事業に必要な印刷、製本費用<br>例) 一文書、パンフレット、ポスター・チラシ等の印刷、<br>コピー<br>－事業で作成する冊子やパネル   |  |
| オ)<br>通信費        | 告知するための郵送料など  |  |
| カ)<br>会場費        | ・ 会場使用料(事業の打合せ、イベント実施等)<br>・ 事業に必要な機材のレンタル料、設営料   | 参加者分の入場料   |
| キ)<br>その他        | 助成事業実施のために最低限必要と認められる経費<br>例) 一イベント保険料、保健所申請料、チラシ折込料  | 物品購入   |

#### 【対象外経費】

- ・ 団体の経常的な運営経費(事務所賃借料、光熱水費、暖房等の灯油代等)
- ・ 領収書により支出が確認できない経費(領収書を紛失した場合を含む)  
(インターネット通販で購入する場合は、領収書が発行されるか確認してください。)
- ・ 建物の修繕等工事に関する経費
- ・ 審査結果通知書の日付以前に支払われた経費
- ・ 行政から拠出された経費
- ・ 他の助成金から対象経費として助成を受ける分の経費
- ・ その他、事業に係る直接的経費と認められない経費

## 5. 助成額

次のうち少ない方の額を上限に、審査により決定する。

- ① 助成対象経費の総額の 10 分の 10 (千円未満切り捨て)
- ② 5 万円

## 6. 公募期間

2024 年 4 月 1 日 ～ 2025 年 2 月 28 日

※予定数に達した場合、期間途中で締め切る場合があります。

4月実施予定の事業の場合は、早めにご相談ください。

(ご相談は公募期間にかかわらずいつでも受け付けています)

## 7. 応募方法

別紙 1「とおかまち市民活動助成金 応募様式」に団体規約と会員名簿を添付して、公募期限までに郵送または持参。

※応募書類は審査のポイントとなります。できる限り詳しく記載してください。

特に事業目的、事業内容について、「9.審査基準」を意識し、詳しく記載してください。

※応募にあたり、事前に計画内容等の相談をお願いします。

※審査には時間がかかりますので、遅くとも事業実施の1か月前までに書類提出を完了してください。

＜書類提出先＞特定非営利活動法人 市民活動ネットワークひとサポ  
〒948-0082 十日町市本町2丁目226番地1  
十日町市市民交流センター分じろう内  
TEL 025-761-7444 FAX 025-761-7445  
E-mail info@hitosapo.info HP <https://hitosapo.info>

※応募様式は、事務局またはホームページからダウンロードして入手できます。

## 8. 審査及び決定

NPOひとサポの理事および事務局長が次の方法で審査し、助成金の交付を決定します。

＜一次審査＞ 書類審査

＜最終審査＞ 面談による審査 ※書類審査を通過した事業のみ

### ■面談（最終審査）について

応募者による企画説明を行っていただきます（非公開）。

日時：一次審査結果とともに応募者の方へお知らせします。

会場：十日町市市民交流センター分じろう（本町2丁目226番地1）

※詳細については、応募者の方へ別途お知らせします。

## 9. 審査基準

- ① 必要性：それぞれの課題解決やニーズへの対応のためにこの事業が必要かどうか。
- ② 期待度：この事業を行うことで、十日町市の市民活動等の活性化が期待できるか。
- ③ 継続性：この事業を、継続・発展させていく意思を有しているか。
- ④ 波及・連携性：この事業による他団体等との連携や新たな取り組み誘発などの波及効果が期待できるか。
- ⑤ 実現性：明確な事業目標・計画・日程・予算・実施体制など、実現性を有しているか。ま

た、実施していくための熱意が感じられるか。

## 10. 審査結果

- <一次審査> メール等でお知らせします。
- <最終審査> 面談後概ね 2 週間以内に別紙「審査結果通知書」でお知らせします。

## 11. 実績報告と交付額の確定

事業が完了後、2週間以内に別紙「実績報告書」を提出してください。報告書には、領収書のコピー、事業のチラシ・パンフレット、実施状況が分かる写真（データ可）等を添付してください（報告を基に金額を確定し、別紙「助成金額確定通知書」で通知します）。

## 12. 助成金の支払い

実績報告後（助成金額確定後）、応募者からの別紙「請求書」提出により指定口座に振り込むものとします。

※交付決定時に、交付決定額の5分の4以内（千円未満切り捨て）を交付することも可能です。希望する団体はご相談ください。

## 13. 交付回数等の制限

- (1) 同一の応募者に対する本助成金の交付は3回を限度とします（実質的に同一と認められる場合も同様）。ただし、同一年度の交付は1団体1回までとします。
- (2) 本助成金の交付を受けたことのある事業と同一の事業に対する助成金の交付はできません（企画の一部変更、新企画の追加など、実質的に同一と認められる場合も同様）。

## 14. 交付の辞退

交付決定を受けた事業の中止、又は申請者の都合により助成金の交付を辞退する場合には、別紙「交付辞退届」を提出してください。

## 15. 情報の取り扱い

- (1) 助成金の交付が決定された場合は、団体名・代表者名・事業内容等に加え、事業実施の様子・事業の成果・今後の展開等について一般公開となることについて同意をお願いします。また、広く参加者を募る事業の場合は、参加者の同意も受けておく必要があります。
- (2) 交付決定を受けた事業は、実施日にひとサポが取材し、写真撮影等を行うことがあります。
- (3) 上記情報の公開は、ホームページや各種媒体によります。
- (4) 以上の事項について、応募受付をもって同意いただけただけのものとして取り扱います。

## 16. その他

- (1) 本助成金の交付決定を受けた事業について複数の助成金等を活用することにより、その額と本助成金の額の合計が対象経費の総額を上回った場合や、助成金の確定額が交付決定額を下回った場合など、本助成金を減額又は辞退いただくことがあります。
- (2) 次のいずれかに該当する場合は、助成金の全部又は一部を返還していただきます。
  - ア) 応募内容に虚偽又は事実と異なる記載等があることが判明した場合
  - イ) 助成対象事業の完了期限までに事業が完了しなかった場合
  - ウ) 交付決定時に(交付決定額の5分の4以内で)交付された金額より助成確定額が少なく、差額が発生した場合
- (3) 事業の実施に際し、本助成金による助成事業である旨を明示していただきます。印刷物、ホームページ等には「助成 NPO 法人市民活動ネットワークひとサポ」と明記してください。
- (4) 本助成金交付にあたり、本要項に定めのない必要な事項は別に定めます。

### 【お問合せ・ご相談】

特定非営利活動法人 市民活動ネットワークひとサポ

(午前9時～午後5時 火曜日・年末年始を除く)

TEL 025-761-7444 FAX 025-761-7445

E-mail info@hitosapo.info HP <https://hitosapo.info/>